

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 363 号 / R2. 5. 1 発行

◆ 持続化給付金 申請受け付けがスタート ホームページで電子申請

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が給付されます。

【給付対象者】

中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が前年同月比で50%以上減少**している者

【給付額／計算方法】

○法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内

○売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12カ月)

※2019年に新規開業した方、事業承継を受けた方等には特例があります。

【申請手順】 ※電子申請となります／スマートフォンからも申請OK

- (1) 持続化給付金ホームページへアクセス (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)
- (2) 申請ボタンを押して、メールアドレスなど必要事項を入力し**仮登録**
- (3) 入力したメールアドレスに届いたメールから**本登録**
- (4) 事業所の基本情報(住所、資本金、代表者氏名、連絡先等)、売上額、口座情報等を入力し**通帳の写し**をアップロード
- (5) 必要書類を添付 ※スマホなどの写真画像でもOK
 - ① 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え
 - ② 売上減少となった月の売上台帳の写し
 - ③ 個人事業主は身分証明書の写し(住所・氏名・顔写真が判別できるもの)
 - ・ 運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード等(保有していない場合は住民票の写しとパスポート、健康保険証でも可能)
- (6) **持続化給付金事務局**が申請内容を確認後、通常であれば約2週間程度で給付通知書が発行され、登録の口座に入金されます。

※持続化給付金の添付書類に係る注意点

- ①原則として確定申告書類第一表の控えには**税務署の收受日付印**が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は**受信通知**を添付することが必要です。
- ②税務署の押印が無い場合は、確定申告書類の年度の「**納税証明書（その2所得金額用）**」の提出でも可能です（事業所得金額の記載があるもの。納税証明書は国税局のホームページからオンライン申請もできます）。
- ③上記①または②が無い場合も申請可能ですが、給付までに通常よりも大幅に時間がかかりますので、予めご承知おきください。

※電子申請を行うことが難しい方には、完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口が全国に順次設置される予定ですので、しばらくお待ちください。詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／山本・明間）まで。

◆加茂市事業継続緊急支援金のご案内

加茂市では、下記のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者への支援を行います。

①家賃助成金（賃貸事業者）

建物等の賃貸借契約に基づく賃借料の2カ月分（4・5月分）を補助。

②上下水道料金相当額の補助（自己所有事業者）

4月請求分または5月請求分の上下水道費相当分を補助。

対象者	1. 加茂市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者（全業種） ※大型チェーン店を除く 2. 国の持続化給付金申請（予定）者 3. 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主または法人でないこと 4. 市税、上下水道料金の未納がないこと。
補助金額	市内の主たる事務所又は事業所が 1. 賃貸の場合は、建物（土地含む）賃借料の4月分及び5月分 2. 自己所有の場合は、上下水道料金4月請求分または5月請求分 ※上記1. 2のどちらかに限る ※1事業所につき1回まで申請可能 ※上限金額10万円
必要書類	1. 加茂市事業継続緊急支援金申請書兼実績報告書 2. 持続化給付金支給申請を証明する書類の写し 3. <u>持続化給付金申請予定の場合は、2019年の確定申告書類の写し及び減収月の事業収入額を示した帳簿等の写し</u> 4. 賃貸借契約書の写しまたは上下水道料金4月請求分または5月請求分の支払いをしたことを証明する書類の写し
○令和2年5月1日（金）から受付。加茂市商工観光課（TEL:52-0080）へ	

◆新型コロナウイルス感染症に係る詐欺にご注意！

給付金の相談や代行を語る電話やFAXが急増していますので、ご注意ください。

※各種申請に関するご相談は加茂商工会議所（TEL:52-1740）へご連絡ください。